

東建協発第 15 号
平成 25 年 10 月 1 日

自由民主党東京都支部連合会
会 長 石 原 伸 晃 殿

一般社団法人 東京建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞

平成 26 年度国家予算等に関する要望

平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜りますとともに、都内の建設業界が抱える課題解決のため、一方ならぬご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。

顧みますと、1964年のオリンピック開催に合わせ、首都高速道路の建設や新幹線の開通など、現在の東京を支えるインフラ整備が進み、大きな変貌を遂げました。

それから50年近く、東京では、本格的な都市機能の更新が行われておらず、様々な社会インフラが更新期を迎え、再整備は待ったなしの課題となっています。

一方、昨今、台風をはじめ、地球温暖化の影響と思われる局地的な豪雨や竜巻が発生し、全国各地で大きな被害が相次いでおります。

については、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、次世代に向けたインフラ整備を着実に進めていただきますよう、お願いいたします。

また、震災復興をコンセプトに掲げたオリンピック・パラリンピックを成功させるためにも、「国土強靱化関連法案」の早期成立をめざし、とりわけ、復興事業を加速していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた都市基盤整備の推進について

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した。

東京都の道筋を描いた「2020年の東京」において、東京の安全性確保や国際競争力の向上など、8つの目標の達成に向けて、耐震化・木密地域不燃化をはじめ、三環状道路の整備や羽田空港の国際化などを踏まえた陸海空交通ネットワーク強化など、12の戦略的なプロジェクトを展開されている。

オリンピック・パラリンピックを成功させるためには、これら施策を一刻も早く現実のものにすることが必須である。

については、施策実現に向けて、安定的かつ継続的な財源確保や補助・助成制度の拡充など、東京への財政支援の強化を図っていただきたい。

2. 建設汚泥の有効利用の促進について

工事量の増大に伴い、建設汚泥の処理が滞っている。その要因の一つとして、建設汚泥の中間処理施設について、受入能力はあるものの、再生利用先が確保できず、受入量を制限しているためであり、この結果、工事計画に悪影響を及ぼしている。

このような中、建設汚泥の再生利用を促進するため、「大臣認定制度」を設けているが、建設汚泥については、高規格堤防（スーパー堤防）の築造材としての利用に限られている。

については、今後、オリンピック・パラリンピック関連工事で、建設汚泥がさらに増大すると思われることから、高規格堤防事業を推進するとともに、大型プロジェクトに関しては、「大臣認定制度」を積極的に活用できるようにしていただきたい。

3. 新たな公共調達制度の構築について

建設業界は、復興・防災対策を中心とする公共事業の本格化に伴い、全国的に技能者が不足し、若年技能者の入職促進が喫緊の課題となっている。

将来の担い手確保のためには、安定的な公共事業予算の確保や計画的な工事発注など、総合的な取り組みが不可欠である。

特に、適正な利益を確保できる入札契約制度を実現し、技能者の処遇改善を図ることが重要であると考えます。

については、現行の会計法や地方自治法の枠組みにとらわれない、新たな公共調達制度を早急に構築していただきたい。

4. 不調・不落対策「大都市補正」の適用地区拡大について

国土交通省では、不調・不落対策として、東京 23 区をはじめ、大阪市、名古屋市など、3 大都市の市街地で行う鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事を対象に、共通仮設費、現場管理費の上乗せ補正を行う「大都市補正」を導入し、順次適用地区を拡大されている。

平成 24 年度には、多摩地域で初めて八王子市が追加されたが、ほかの多摩地域 25 市についても、交通量が多いうえに、人口が密集し、土地代や家賃が高いなど、八王子市と同等以上の施工環境にある。

そのため、八王子市以外の多摩地域 25 市についても、「大都市補正」の適用地区に指定していただきたい。

【建設汚泥】

○建設汚泥

掘削工事から生じる発生土のうち、泥状の掘削物及び泥水を「泥土」といい、このうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法という）で「汚泥」として取り扱われるものを「建設汚泥」という。具体的には、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態（コーン指数が概ね200 k N/m²以下又は一軸圧縮強さが概ね50 k N/m²以下）のもので、場所打杭工法、泥水シールド工法等で生じる廃泥水等がある。

○再生品（建設泥土改良土）

建設泥土を改良し、再生利用できる状態にしたもの。

○再生利用制度

再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を指定し、処理業の許可を不要とすることができる制度で、再生利用の促進を目的とする特例制度。この制度は、環境大臣による認定（大臣認定制度）、都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）と一般指定（一般指定制度）の3種類がある。

◇大臣認定制度

域内処理の例外として、許可を受けずに県域等を超えて広域的に特定産業廃棄物の処理を行う者を、申請に基づき、環境大臣が認定する特例制度。建設汚泥については、高規格堤防の築造材としての利用に限られている。

◇知事指定制度

知事等の指定のもとに、当該廃棄物の処理に係る業の許可のない者に、廃掃法の原則である域内（産廃については都道府県等の区域内）で処理と再生利用を実施させる制度。

・個別指定制度

申請に基づき、廃棄物の種類、発生・利用の場所、用途、期間等を限定して、再生利用者を指定するもの。

・一般指定制度

域内で同一形態の取引が多数ある場合に、知事が当該産業廃棄物を指定して、知事が指定する者にその収集運搬・処分を行わせるもの。

【大都市補正】

○都市部の実態

- ・交通量が多く、また住宅密集地のため安全管理に係る費用が増大
- ・建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難であり、現場から離れた箇所へ日々回送
- ・現場事務所や労働者宿舎等に係る土地・建物の借り上げ費用が多

○補正対象地区

（平成23年度まで）

札幌市、仙台市、東京23区、さいたま市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地（24地区）

（平成24年度追加）

川口市、草加市、八王子市、静岡市（4地区）

○補正方法

対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に次の補正係数を乗じる

【共通仮設費：1.5、現場管理費：1.2】

以上